

## 徳川園における撮影（行為許可）の使用料の還付について

- ・雨天等やむを得ない理由で使用できなかった場合以外、使用料の還付は行いません。（自己都合で使用しなかった場合は、還付できません。）
- ・撮影途中で雨等で使用を中止した場合、使用料の還付は一切行いません。完全に使用できなかった場合のみ、還付を行います。
- ・還付の申請は、東土木事務所の窓口でのみ受付を行います。（徳川園管理事務所では、受付できません。）
- ・還付申請には、以下の書類の提出が必要です。  
都市公園内行為許可証（写し）、使用料の領収書（写し）
- ・還付された使用料は、都市公園内行為許可申請者と同じ名義の口座に振り込みます。原則、申請者と異なる名義の口座への振り込みはできません。還付先の正確な口座情報がわかるようにして、東土木事務所までご来庁ください。
- ・窓口での還付申請から口座へ振り込みされるまで、約一ヶ月程度かかります。
- ・雨天等で使用できない場合は、徳川園管理事務所（TEL 052-935-8988）まで、ご連絡ください。
- ・その他還付に関するご質問は、東土木事務所までお問合せください。

名古屋市東土木事務所  
名古屋市東区出来町二丁目8-15  
TEL 052-935-8846